

带状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成について

带状疱疹は50歳頃から発症者が増加し、約2割の方が後遺症に悩まされ、高齢者の方にとっては長期間に残る神経痛により、心理的、身体的機能に影響を及ぼし、生活の質の低下、運動機能の低下を招くと言われています。

岩倉市では、带状疱疹の発症及び重症化を予防することを目的に、50歳以上の市民を対象に、带状疱疹ワクチンの接種に係る費用の一部を助成します。

●対象者 接種日及び申請日において岩倉市民で、以下の条件すべてに該当する人

- ①令和5年4月1日以降に接種をされた人
- ②接種日において、満50歳以上の人

●助成金額 5,000円（上限） ※生涯1回

●带状疱疹ワクチンの種類について

带状疱疹ワクチンは2種類あります。接種方法や回数などに違いがあるため、かかりつけ医にご相談ください。

なお、2種類のワクチンどちらか一方の接種について、費用の一部を助成します。

種類	乾燥弱毒性水痘ワクチン (生ワクチン)	乾燥組換え带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)
接種回数	1回	2回（2か月後に2回目を接種） ※遅くとも6か月後に接種
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
予防効果	50～60%	90%以上
持続期間	5年程度	9年以上
副反応	接種部位の痛み、腫れ、発赤 3日～1週間で消失	接種部位の痛み、腫れ、発赤 筋肉痛、全身倦怠感 3日～1週間で消失
接種費用	7,000円～10,000円程度	1回あたり20,000円から25,000円程度
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・1回で済む ・接種費用が安い 	<ul style="list-style-type: none"> ・免疫が低下している人にも接種できる ・予防効果が高い ・持続期間が長い
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・免疫が低下している人には接種できない ・持続期間が短い (5年を超えると50%有効性が低下する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・痛い ・2回接種が必要 ・接種費用が高い

●申請窓口 岩倉市保健センターで随時受付

(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時まで)

●助成の流れ

- ① 医療機関（医療機関の指定はありません）で、带状疱疹ワクチン予防接種を接種し、全額実費を支払ってください。
- ② 接種後、岩倉市保健センターへ接種費用の助成手続きにお越しください。
(持ち物) 領収書（ワクチン代、ワクチン名及び接種者氏名の記載があるもの）
*レシート不可
接種者本人名義の通帳又は口座番号の確認できるもの、印鑑（スタンプ式は不可）
本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）
- ③ 申請手続書類の確認後、おおむね1か月後に指定の口座に振り込みます。

** 带状疱疹 **

带状疱疹は体の左右どちらか一方に、ピリピリと刺すような痛みと、これに続いて赤い発疹と小さな水ぶくれが帯状に出る病気です。強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続きます。子どもの頃にかかった水痘（みずぼうそう）ウイルスが体の中で長期間潜伏し、加齢や疲労によって免疫が低下した際などに「带状疱疹」として発症します。周囲の人に带状疱疹としてうつることはありませんが、これまで水痘にかかったことがない小児等には水痘を発症させる可能性があります。

50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するといわれています。また、皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の人に長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛（PHN）になる可能性があります。

** 接種にあたっての注意事項 **

予防接種の実施においては、体調のよい日に行うことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談のうえ、接種するか否かを決めてください。

また、以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受ける予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤ 現在、妊娠している場合
- ⑥ その他、医師が不適當な状態と判断した場合

** 予防接種救済制度について **

この予防接種は任意予防接種です。予防接種を受ける前には、ワクチン接種の必要性や副反応、健康被害救済について説明を受け、その内容をよく理解した上で接種を受けるようにしてください。

この予防接種は任意予防接種のため、国の健康被害の認定はされませんが、医薬品の副作用によるものであると認められた場合は、医薬品副作用被害救済制度の対象となります。